

東かがわ市公告第 11 号

東かがわ市長が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により行う予防接種について、下記に掲げるとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

予防接種の種類	対象者	実施方法	実施期間	実施場所
五種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ）	実施日において 生後 2 か月～ 90 か月未満の者	個別接種	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	市内委託医療機関 及び県内広域予防 接種協力医療機関
四種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ）	実施日において 生後 2 か月～ 90 か月未満の者			
三種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風）	実施日において 生後 2 か月～ 90 か月未満の者			
二種混合 2 期 （ジフテリア 破傷風）	実施日において 11 歳～13 歳未満の者			
ポリオ	実施日において 生後 2 か月～ 90 か月未満の者			
麻しん風しん 予防接種第 1 期 （MRワクチン）	実施日において 生後 1 歳～ 2 歳未満の者			
麻しん風しん 予防接種第 2 期 （MRワクチン）	就学 1 年前の学年（幼稚園の年長にあたる学年）の者			
日本脳炎 1 期 2 期	実施日において 生後 6 か月～90 か月未満 の者 9 歳～13 歳未満の者 平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日までに生まれ た者で 20 歳未満の者			
BCG	実施日において 生後 1 歳未満の者			

ヒブ	実施日において 生後2か月～ 5歳未満の者			
小児用肺炎球菌	実施日において 生後2か月～ 5歳未満の者			
水痘	実施日において 生後12月～ 36月未満の者			
B型肝炎	実施日において 生後1歳未満の者			
子宮頸がん	実施日において 小学6年生～ 高校1年生相当の女子 平成9年4月2日～ 平成20年4月1日まで に生まれた女子			
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体があること判明し、当該予防接種が必要ないと認められる者はのぞく）	個別接種	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	全国の委託医療機関
インフルエンザ	実施日において 65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に著しく障害がある者	個別接種	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	市内委託医療機関 及び県内広域予防 接種協力医療機関
成人用肺炎球菌	満65歳及び60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に著しく障害がある者	個別接種	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	市内委託医療機関 及び県内広域予防 接種協力医療機関